

教務部 「臨時休業および学校再開期の対応について」

参考：新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】～学校の「新しい日常」の定着に向けて～改訂版（令和2年6月19日東京都教育委員会）他

○ 出席の取り扱いについて

段階	月日	本校の対応
臨時休業	4/7～	<ul style="list-style-type: none"> 教科書・課題等を郵送しての家庭学習。 <u>「授業日数」には含めないものとして扱い、「欠席日数」としては記録しない。</u>
再開Ⅰ期	5/28～	<ul style="list-style-type: none"> 週1日。学年ごとの分散登校および時差通学。 臨時休業中の登校日の指導要録上の取り扱いについては、<u>授業日数に含めない。</u>
再開Ⅱ期	6/1～	<ul style="list-style-type: none"> 週2～3日。学年ごとの分散登校および時差通学。 学年の全部を休業とした日数は<u>授業日数には含めない。</u>
再開Ⅲ期	6/15～	<ul style="list-style-type: none"> 週3～4日。学年ごとに2グループに分けての分散登校および時差通学。 学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある生徒については出欠を記録するとともに、授業のない生徒については「<u>出席停止・忌引き等の日数</u>」として記録する。
分散登校終了	6/29～	<ul style="list-style-type: none"> 週5日。時差通学。
各段階共通		<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒等に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行う。 この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「<u>出席停止・忌引等の日数</u>」として記録する。

○ 成績評価について

● 家庭学習の評価

教科・科目等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、児童・生徒が家庭等で取り組んだプリント等やオンラインで実施したWebテストの結果、学習履歴等の学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映することができるよう工夫する。

● 1学期の評価

臨時休業中の家庭学習や教育活動再開後の学習（学校での学習と家庭学習）の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価する。

※ 本校の学習評価・評定の基準、割合の例（5教科）

①テスト等（小テスト含む）	②出席、意欲・態度、課題・提出物
40%～65%	35%～60%

→臨時休業中の課題をすべて提出しない場合は、②について1学期（4～7月の4か月間）の半分程度が評価できないことになる。

○ 体験学習について →感染症対策を講じた上で、9月1日より回数を減らして実施予定。全22回→18回。

○ オンライン学習について →Microsoft Office 365のアカウントを全校生徒に配布。Teamsによる授業。